

令和3年4月9日

亜塩素酸による空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者2社に対する
景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、亜塩素酸による空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者2社（以下「2社」といいます。）に対し、2社が供給するスプレーに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

1 2社の概要

(1) 措置命令において、一般消費者に対する誤認排除措置、再発防止及び不作為を命じる事業者

名 称 レック株式会社（法人番号 7010001128155）

所 在 地 東京都中央区京橋二丁目1番3号

代 表 者 代表取締役 永守 貴樹

設立年月 昭和53年8月

資 本 金 54億9129万8608円（令和3年4月現在）

(2) 既に一般消費者に対する誤認排除措置を講じており、措置命令において、再発防止及び不作為を命じる事業者

名 称 三慶株式会社^注（法人番号 3120001080381）

所 在 地 大阪市中央区城見二丁目2番53号大阪東京海上日動ビルディング12階

代 表 者 代表取締役 合田 学剛

設立年月 昭和57年3月

資 本 金 2000万円（令和3年4月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

	事業者名	対象商品
1	レック株式会社（以下「レック」という。）	「ノロウィルバルサン」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
2	三慶株式会社（以下「三慶」という。）	「ケア・フォー ノロバリアプラス スプレー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）

^注 三慶株式会社は、令和2年11月1日付で本部三慶株式会社から商号変更したものである。

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

ア レック

(a) 「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「レック公式通販サイト 楽天2号店 レックダイレクト レックホームストア」と称する自社ウェブサイト（以下「レックウェブサイト」という。）

(b) Y o u T u b e 又は小売業者等の店頭における動画広告（以下「動画広告」という。）

ア 三慶

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

ア レック

(a) レックウェブサイト

令和2年9月8日から同年10月19日までの間

(b) 動画広告

令和元年11月28日から令和2年10月28日までの間

ア 三慶

令和2年8月31日から同年10月19日までの間

(ウ) 表示内容

ア レック

(a) レックウェブサイト（別紙1-1）

「クロラス酸で空間除菌 目に見えないウイルス・菌を99.9%除去」、「空間の気になるウイルスに効く」、「●空気中のウイルスに対する除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」、「空間のウイルス除去・除菌」等と、別表1-1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①を空間に噴霧することで、本件商品①に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(b) 動画広告（別紙1-2）

本件商品①の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を99.9%除去」との音声及び「ウイルス・菌 99.9%除去」との文字の映像等と、別表1-2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①を空間に噴霧することで、本件商品①に含有されるクロラス酸が空間で作用することにより、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を瞬時に99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

b 三慶 (別紙2)

「ケア・フォーノロバリアプラスをシュッとひと吹き」、「浮遊菌をカット！」、「空間（キッチン・リビング・トイレ・浴室・厨房・調理場・便所・風呂・食堂・ホールなどの狭小空間）のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に1m²当たり1回を目安に噴霧してください」、「*当社試験として、狭小空間でケア・フォーノロバリアプラススプレーを噴霧し、空気中のクロラス酸（HClO2）が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度を確認しています。」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②を空間に噴霧することで、本件商品②に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、キッチン、リビング等の室内空間に浮遊する菌又はウイルスを除菌又は除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、2社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、2社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

レックは、前記ア(ウ) a (a)の表示について、令和2年9月8日から同年10月19日までの間、レックウェブサイトにおいて、「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません」、「●すべてのウイルス・菌・ニオイを除去できるわけではありません。」及び「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) a (a)の表示から受ける本件商品①の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア レックに対する命令の概要

- (ア) 前記(2)アの表示は、本件商品①の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- (イ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- (ウ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

イ 三慶に対する命令の概要

- (ア) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- (イ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

(4) その他

三慶は、本件商品②の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていた旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1－1

本件商品①に係るレックウェブサイトの表示内容

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「クロラス酸で空間除菌　目に見えないウイルス・菌を99.9%除去」・「コロナウイルス対策に！※₁」、「ウイルス　菌」、「99.9%除去」及び「スプレーするだけ」・「空間の気になるウイルスに効く」、「代表的な2タイプのウイルス、どちらにも効果を発揮」、「エンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのエンベロープ及びカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像並びに「ノンエンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像・「●空気中のウイルスに対する除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」・「(※1) 新型コロナウイルスに対する検証知見はございませんが、同じ型のウイルスに対し不活化検証結果がある為、有効成分クロラス酸はその作用機序から新型コロナウイルスに対しても効果が期待できると推察されます。」・「空間のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に、1m³あたり1～2回を目安に、まんべんなく噴霧してください。レバーを引きながら腕を弧を描くように動かすと広い範囲を噴霧できます。」・「用途：以下のような場所にお使いください。」及び「●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間」

(別紙 1－1)

本件商品①に係る動画広告の表示内容

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・本件商品①の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像・「お部屋には目に見えないウイルスや菌などが広がっています」との音声と共に、室内空間に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像、「ノロウィルバルサンなら」との音声と共に、本件商品①の映像、室内の映像及び「リビング」との文字の映像と共に、本件商品①を空間に噴霧する映像及び「シューッとスプレーするだけ」との音声、室内において本件商品①を空間に噴霧する映像及び室内に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像が瞬時に消失する映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を 99.9%除去」との音声並びに「ウイルス・菌 99.9%除去」との文字の映像・「トイレ」との文字の映像及び本件商品①をトイレ空間に向かって噴霧する映像と共に、「トイレ」との音声・「家中どこでも！」との文字の映像、本件商品①を室内空間に噴霧する映像及び本件商品①をトイレ空間に向かって噴霧する映像・本件商品①の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像

(別紙 1－2)

別表2

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「クロラス酸（HClO₂）の除菌力 【フィールドデータ編】 及び「主成分であるクロラス酸（HClO₂）の除菌効果を確認してみました結果、テーブルに付着した菌や浮遊菌に効果を発揮。日頃のお掃除に、このケア・フォーノロバリアプラススプレーでの室内除菌清掃を加えて頂くだけで、室内空間の清浄化ができます。」 ・「ケア・フォーノロバリアプラスをシュッとひと吹き」、「日常清掃後（落下菌試験）」、「ケア・フォーノロバリアプラススプレー使用後の結果」及び「浮遊菌をカット！！」との記載と共に、本件商品②の使用前後のシャーレの比較画像 ・「<u>使用方法</u>」、「空間（キッチン・リビング・トイレ・浴室・厨房・調理場・便所・風呂・食堂・ホールなどの狭小空間）のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に1m²当たり1回を目安に噴霧してください」との記載と共に、スプレーで噴霧するイメージ画像 ・「<u>用途</u>」及び「商業用空間の除菌に…」との記載と共に、厨房のイメージ画像及び「厨房」、便所のイメージ画像及び「便所」、並びに浴室のイメージ画像及び「風呂」 ・「ご家庭の空間の除菌に…」との記載と共に、キッチン及びリビングのイメージ画像並びに「キッチン・リビング」、トイレのイメージ画像及び「トイレ」、並びに浴室のイメージ画像及び「浴室」 ・「用途」及び「空間（狭小空間）の除菌」 ・「*当社試験として、狭小空間でケア・フォーノロバリアプラススプレーを噴霧し、空気中のクロラス酸（HClO₂）が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度を確認しています。」

(別紙2)